

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和2年2月26日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- I 日 時 令和2年2月26日（水） 午後0時27分より
午後1時21分まで
- II 場 所 福島市中町8番2号 福島県自治会館 3階 大会議室
- III 出席者 出席保険者 45 保険者
委任状提出の保険者 17 保険者
本会事務局 15 名
計 77 名

IV 会議の目的事項

[報告事項]

報告第1号 中期経営計画の中間報告

[議決事項]

議案第1号 令和2年度事業計画

議案第2号 令和2年度負担金及び手数料等

議案第3号 積立資産及び引当資産の処分について

議案第4号 令和2年度一般会計歳入歳出予算

議案第5号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第6号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第7号 令和2年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第8号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（介護）

- B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 9 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 10 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 11 号 令和 2 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 14 号 令和 2 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第 15 号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
- 議案第 16 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）
- A 業務勘定
- 議案第 17 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
- A 業務勘定（後期高齢）
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- 議案第 18 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
- A 業務勘定（介護）
 - B 介護給付費等支払勘定
- 議案第 19 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
- A 業務勘定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 20 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第 21 号 令和元年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 令和元年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

V 会議の状況と顛末

1 開会（午後 0 時 27 分）

司会が、開会する旨宣した。

2 開会のことば

遠藤副会長（鏡石町長）が次のとおり開会のことばを述べた。

皆さんこんにちは。特に町村長の皆様方には引き続きの総会という事で大変お疲れ様でございます。それでは、ただいまより福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3 挨拶

大和田会長（小野町長）が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり開会の挨拶を行った。

皆さんこんにちは。国保連合会会長の小野町長の大和田でございます。

皆様方には御多用の中、本日の総会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、平成30年4月に実施された国保制度の大改革は、この4月で3年目を迎えます。国保制度は、様々な改革を経つつも国民皆保険制度の最後の砦として重要な役割を果たしてまいりました。

今後ほどなく、団塊の世代が75歳以上となるなど高齢化はピークを迎え、また、現役世代が急激に減少するなど、国保を取り巻く環境はますます厳しいものとなりますが、このような状況にあっても、地域住民の皆さんが安心して医療を受けられる体制を維持していかなければなりません。

このような中、国では昨年9月に「全世代型社会保障検討会議」を設置し、人生100年時代を見据えた「誰もが安心できる全世代型社会保障制度」の構築を目指して、医療、介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めていくこととしております。

また、昨年5月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」では、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みが盛り込まれ、本年4月から施行されます。

この改正法により国保連合会に対する具体的な役割として、本会が運用する国保データベースシステムによる各種データの分析及び提供や、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による保健事業の支援など、より効率的かつ効果的な健康づくりに貢献することが期待されております。

本会といたしましては、基幹業務である診療報酬審査支払業務のほか、これら健康づくり事業の支援など、国の施策の動向や市町村のニーズに、きめ細やかに対応してまいります。

また、国が進めるオンライン資格確認の導入や、県が主導する市町村事務処理システムのクラウド化など、複雑化する制度、そしてシステムへの対応を着実に実行するなど、平成29年2月に策定した中期経営計画の理念に基づき、国保保険者の共同体としての責務を積極的に果たしてまいります。

皆様方におかれましては、国保連合会に対するより一層の御理解と御協力を賜りますよ

うお願い申し上げます。

結びに、本日の総会は、中期経営計画の中間報告のほか、令和2年度の事業計画及び予算など、協議案件が多数ございます。

慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

4 来賓紹介

司会より来賓として出席された次の方を紹介した。

福島県保健福祉部国民健康保険課長 佐藤 尚美 氏

5 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数	62 保険者
出席保険者数	45 保険者
委任状提出保険者数	17 保険者

6 議長選出

司会が、議長選出については慣例により事務局から推薦申し上げ承認を得たいと諮ったところ、異議なく了承され、次の方をお願いした。

議長 金山町長 押部 源二郎 氏

7 議 事

〔報告事項〕

報告第1号 中期経営計画の中間報告

ア. 議長が議案第1号について、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

報告第1号について、御説明を申し上げます。

議案書とは別にあります報告第1号別冊「中期経営計画の中間報告」を御用意いただき、1ページをお開き願います。

本会が策定いたしました「中期経営計画」は計画期間を平成29年度からの5年間とし、「皆保険を支える力となるために」の理念のもと、3つの基本方針に基づき「具体的な取り組み」及び「重点目標」を定めております。

また、同時に、会計の収支均衡及びコスト意識の向上と良質な保険者サービスの両立を目的とした「財政運営計画」についても定めております。

令和元年度は、折り返しの年度となりますため、これまでの取組状況について中間での

報告をさせていただきます。

まず、「第2 これまでの取り組みと成果」でございます。項番1から3までは、3つの基本方針ごとに「具体的な取り組み」と「重点目標の取り組みと成果」を表にしたものでございます。これは、毎年度、「事業報告」にて御報告をさせていただいている内容となっております。

2ページ、項番4「中間総括」にありますとおり、計画は概ね順調に遂行してきておりますので、各種事業につきましては、これまでどおり、毎年度の事業計画の中で重点事業等をお示ししながら、令和3年度まで本計画を継続して実施していくことといたします。

次に、3ページを御覧ください。「財政運営計画」の具体的な取り組みの状況でございます。

(1)の「人員数の見直し及び人材の育成」につきましては、御覧のとおり、当初の計画より早く目標人員数を達成しており、(2)の「経費削減」では、予算編成時にシーリングを実施し、目標の「前年度比95%」は初年度のみ達成とはなりましたが、前年度比でのマイナスを実現しております。また、4ページの(3)にありますように、一般会計にて経理しております、各会計「共通経費」について、国の通知の考え方に基づき一般会計繰出金を新設し、財源の透明性を図っております。

しかしながら、財政運営においては、計画策定当初には見込めなかった状況も発生し、実績に乖離が生じてきております。このことから、計画策定から令和元年度までの状況を整理検証の上、これまでの実績をふまえ、再度シミュレーションを実施し、今後2か年分の手数料等単価の見直しを行いました。(4)の「各会計の単価の見直し」を御覧ください。対象会計6会計のうち、一般会計、国保の業務勘定、特定健診の業務勘定の3会計につきましては、概ね計画通りに推移しており、当初の計画の通りとさせていただきます。

後期高齢の業務勘定につきましては、当初より計画自体が収支均衡に向かっていかない内容でありましたことから、後期高齢者医療広域連合との交渉を断続的に行ってまいりました。その結果、令和2年度より審査支払手数料等の引き上げに合意を得ましたことから、審査支払手数料の見直しを行う計画の変更を行っております。

また、介護・障害の2会計につきましては、令和2年度から本格運用を開始するために、令和元年度に機器更改を実施しましたシステム機器関連経費が現行費用よりかなりの高額となったこと等により収支状況が悪化したことから、審査支払手数料を令和2年度は据え置き、令和3年度に引き上げを行わせていただくよう計画の変更を行っております。

なお、各市町村の介護保険及び障害者総合支援主管課には、中間見直しの状況について文書にて説明をさせていただいております。

5ページ以降には、会計ごとの状況と見直し後の財政運営計画を記載しております。後ほど御覧いただければと思います。

以上、報告第1号について御説明申し上げました。よろしく願いいたします。

〔議決事項〕

議案第1号 令和2年度事業計画

議案第2号 令和2年度負担金及び手数料等

ア. 議長が議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第1号及び議案第2号について次のとおり説明を行った。

議案第1号「令和2年度事業計画」並びに議案第2号「令和2年度負担金及び手数料等」について、関連がありますので一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「令和2年度事業計画」でございます。議案書の4ページをお開き願います。第1の基本方針ですが、令和2年度の事業を実施するにあたり、先ほど中間報告をさせていただきました「中期経営計画」に基づき、記載の3つの基本方針を柱に事業を実施してまいります。

次に、第2の重点事業でございます。本会におきましては、様々な事業を実施しておりますが、その事業の中でも特に、令和2年度において重点的に事業展開を図っていく事業を掲げさせていただいております。

1つ目の基本方針の項番1「保険者事業運営の支援」では(1)から(3)の重点事業を実施してまいります。特に(2)の「保健事業の推進」では、アの「健診受診率・保健指導実施率10%アップに向けた支援」としまして、令和元年度から、「データの活用」「人材育成・人材派遣」「民間事業者の活用」「関係機関への働きかけ」を一体化した事業展開を3か年計画で実行しております。

2年目となります本年度は、「民間事業者の活用」による特定健診受診勧奨に加え、5ページになりますが「データ活用」において、KDBデータを活用した保険者の行う保健事業の進捗管理のためのデータ分析を開始し、「人材育成・人材派遣」においては、国保保健指導受託に係るパイロット事業を開始することで保健指導実施率の向上を目指してまいります。

2つ目の基本方針の項番2「新たなニーズ・課題への取組み」では(1)から(3)の重点事業を実施してまいります。

特に、(1)の「国保制度改革への取組み」では、市町村の国保事務の効率化及び経費削減を図るため、県がクラウド化による共同利用を推進している市町村事務処理標準システム及び国保事業報告システムの運営主体として、クラウドシステムの環境構築や保守管理等の役割を担うため、システムを利用する保険者と連携し、その準備作業を円滑に進めてまいります。

また、議案の6ページになりますが(2)の「番号制度関連事業への取組み」では、令和3年3月より稼働する予定のオンライン資格確認等システムについて、必要な準備等を図った上で円滑な導入を行ってまいります。

3つ目の基本方針の項番3「健全で効率的な組織運営への取組み」では(1)から(3)の重点

事業を実施してまいります。

特に、7ページの(3)「財政の透明性の確保と効率化による経費削減」では、先ほど中間報告をさせていただきました「中期経営計画」の中の「財政運営計画」を引き続き推進し、保険者財政への影響を最大限考慮しつつ、会計の収支均衡を目指し、コスト意識の向上と良質な保険者サービスの両立を図ってまいります。

以上が、令和2年度の特に「重点事業」として、取り組む事業でございます。

議案の7ページ中段以降には「その他の事業」といたしまして、重点事業以外の事業を、基本方針ごとに、項目を立てて記載してございます。重点事業には分類されていない事業とは言え、本会と保険者にとりまして、大切な事業であることに変わりはありません。令和2年度におきましても、適正かつ確実に事業を実施してまいります。

続きまして議案第2号「令和2年度負担金及び手数料等」につきまして、御説明を申し上げます。議案書の12ページをお開き下さい。

先ほど中間報告をさせていただきました「中期経営計画」に則りまして、令和2年度の負担金及び手数料の改定をさせていただきたいものでございます。改定する負担金・手数料についてのみ、説明をさせていただきます。

項番1の一般負担金でございます。一般負担金は平等割と国保被保険者数割の2方式による合算額を一般負担金として、御負担をいただいておりますが、令和2年度は、国保被保険者数割の一人当たりの単価を344円から368円に引き上げたいものでございます。

次に、項番2の審査支払手数料でございます。診療報酬分及び調剤報酬分1件当たり単価を国保分といたしまして、60円から61円に、後期高齢分といたしまして、60円から62円へ引き上げたいものでございます。

続きまして1ページおめくりいただきまして、15ページを御覧願います。項番19の国保情報集約システム手数料でございます。

平成30年度から運用を開始いたしました国保情報集約システムに係る手数料につきましては、国の通知に基づきます「手数料算定の考え方」によりまして、毎年度手数料をお示しすることとしてございます。

国保被保険者一人当たり月単価として、現行と比べ80銭引き上げの16円7銭でお願いしたいものでございます。

只今、御説明いたしました、それ以外の負担金・手数料等につきましては、据え置きとさせていただきたいものです。

以上、議案第1号並びに議案第2号について、一括して御説明を申し上げました。御承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ウ. 議長が議案第1号及び議案第2号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第3号 積立資産及び引当資産の処分について

- 議案第 4 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第 5 号 令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
- A 業 務 勘 定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第 6 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業 務 勘 定（後期高齢）
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 議案第 7 号 令和 2 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業 務 勘 定（介護）
 - B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 9 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- A 業 務 勘 定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 10 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 11 号 令和 2 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 14 号 令和 2 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア. 議長が議案 3 号から議案第 14 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案 3 号から議案第 14 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、私から議案 3 号から議案第 14 号までの令和 2 年度当初予算関連議案について一括して御説明いたします。

議案書 18 ページをお開き下さい。議案第 3 号は「積立資産及び引当資産の処分について」でございます。

この議案は、国の通知に基づき造成をいたしました本会の各種資産を令和 2 年度当初予算に繰り入れするために行う処分について、認定を求めるものでございます。

2 つの資産について、それぞれ処分を行います。

1つ目は、財政調整基金積立資産。処分金額は1億6,329万1,000円。処分金の用途は事業運営上の不測の事態による収入減の補填のため、となっております。国の通知に定めるルールに基づきまして、令和元年度末に積立を行いました全額を繰り入れすることといたします。

2つ目は減価償却引当資産。処分金額は1億513万4,000円。処分金の用途は減価償却資産取得支出のため、となっておりますが、具体的には、各種システムの機器更改経費となっております。

19 ページには只今御説明をいたしました資産の会計別処分額の一覧表を載せてございますので、御確認をお願いいたします。以上が議案第3号の御説明でございます。

続きまして、議案第4号からの当初予算につきましては、議案書と別に準備してございます説明資料①にて説明をさせていただきます。説明資料①の御準備をお願いいたします。それでは、説明資料①の1ページをお開き願います。福島県国民健康保険団体連合会令和2年度当初予算でございます。

本会の令和2年度当初予算総額は、5,910億4,468万9千円となりまして、前年度比103.22%、額にして184億4,148万1千円の増となっております。

次に、ページ中ほど、令和2年度各会計当初予算一覧表を御覧ください。左から会計名、予算額、前年度比と記載がございます。

令和2年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計がございます。また、特別会計には前年比で1増の15勘定がございます。

増えておりますのが、表中項番7の抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。こちらは本会が国の通知に基づき令和元年度より実施をしております風しん抗体検査等費用の受払いを行う勘定でございます。

令和元年度は年度途中の補正予算対応でございましたので、当初予算同士の比較により結果、1勘定増となっているところでございます。

表の下、ページの下にございます枠囲いには、当初予算の状況について2点説明がございます。

一般会計、後期、介護、障害者総合支援、特定健診及びレセプト点検業務の各特別会計については、予算増となったと記載がございます。

こちら、本会の予算総額約5,910億円の約99.5%は「保険者等から医療費等を受けまして、医療機関等へ支払う」と言いました、診療報酬等の受払いとなっております、この前年度比約184億円の増の主な理由は、只今申し上げました後期高齢者医療、介護保険などの医療費等が増となったことが原因でございます。

次にページの下、〇の二つ目、診療報酬審査支払特別会計（国保）については、前年度とほぼ同額になったと記載がございます。

国保につきましては、表を使って御説明させていただきます。表中項番4の国民健康保険診療報酬支払勘定を御覧ください。こちらは国保の医療費の受払いを行う勘定となっておりますが、額にして約1,330億円。前年度比99.73%となっております。国保につま

しては被保険者数が減となっておる一方、一人当たり医療費が増となっておりまして、結果として横ばいとなっているというのが実情でございます。こちらのページの説明は以上でございます。

2ページをお開き願います。1の主要会計の概要でございます。前のページで御説明をいたしました会計総額5,910億円から99.5%にあたる診療報酬等の受払いを除きました本会の業務運営経費を経理します主要7会計、本会の実態会計の状況についての御説明でございます。ページ上の枠囲いを御覧ください。

本会の主要7会計の令和2年度当初予算は30億4,165万4千円でございます。前年度比93.93%、額にして1億9,643万3千円の減となっております。

その下、令和2年度主要会計当初予算一覧表を御覧ください。表の上から会計ごとの令和元年度予算、令和2年度予算、そして前年度比をそれぞれ載せてございます。

次に、同じページ2ページの下から3ページにかけての表は、予算の主な増要因をまとめた表となっております。予算増要因については、表中(1)に記載のシステムの機器更改及び改修、そして(2)に記載の各種新規事業などがございます。

一方の予算減要因につきましては、3ページの中ほどから記載がございまして、(1)のシーリングの実施、(2)といたしましてシステム機器更改と言いました業務の完了、そして(3)の人件費などの減がございまして。

3ページの下側の枠囲いに、当初予算(主要会計)の状況について2点記載がございまして。○の一つ目でございますが、システム機器更改、そして民間事業所を活用した特定健診受診率向上対策事業などの新規事業によりまして、約3億3千万円の予算増となっております。

次に○の二つ目、シーリングの実施(前年度比93.06%)、また各システムの機器更改等の完了等により、約5億3千万円の予算減となっております。これらの理由による増減の差引として予算全体で約2億円の減となったというところでございます。こちらの説明としては以上といたします。

続きまして4ページをお開き願います。2の主要会計の概要(歳入)についての御説明をいたします。

ページの上の表は、各会計の歳入予算の歳入科目別一覧でございます。表の左から8つの歳入科目を記載し、そこから右に進みますと歳入科目別に各会計ごとの金額を記載しております。そして右から2番目には歳入科目ごとの合計額、一番右には前年度比を記載をしております。

次にページの真ん中の円グラフを御覧ください。こちらは歳入予算各科目の予算全体に占める構成比を示したものでございます。円グラフ中、上から一般負担金の5.50%、その右側、手数料62.81%となりまして、各保険者に御負担をいただいているこれら2つの合計で、本会の歳入全体の3分の2を占めているということがわかります。

その下、ページ下の枠囲いを御覧ください。歳入の状況といたしまして、4点記載がございまして。こちら主な点、3点について御説明をいたします。

○の1つ目は手数料の説明となりますが、こちらにつきましては先ほど手数料の議案で御説明いたしましたとおり、国保・後期の手数料引き上げを行ったための予算増となっております。

○の2つ目は負担金の説明でございますが、こちらは民間事業所を活用した特定健診受診率向上対策事業を開始したための予算増となっております。

○の3つ目でございますが補助金、積立金繰入金こちらにつきましては、各システム機器更改が完了したため、積立金の繰り入れ及び補助金受け入れが減となっているのが予算減の原因でございます。以上が歳入の状況でございます。

続きまして5ページでございますが、こちらは主要会計の概要（歳出）でございます。

ページ上の表は、各会計歳出予算の歳出科目別一覧でございます。前のページの歳入と同様、各会計の歳出科目ごとに金額を記載いたしまして、表の右側に歳出科目ごとの合計額、そして前年度比を記載してございます。

次に円グラフを御覧ください。こちらも歳入同様、歳出予算各科目の予算全体に占める構成比を示したものでございます。歳出科目で一番構成割合が高いのは委託料の33.53%、ついで人件費の22.09%となっております。

ページの下枠囲いを御覧ください。主要会計（歳出）の状況として、4点記載がございいますが主な点、2点について御説明をいたします。

○の一つ目は人件費についてでございます。ページの上の表にお戻りをいただきまして、表中項番2番の、人件費の欄をお手数ですが御覧ください。人件費、表の一番右でございますが、前年度比97.29%となっております。理由といたしましては、定期昇給等の増要因はあるものの、正規職員数を令和2年度は2名減の84名としたことによる減でございます。

続きまして、○の二つ目の御説明でございますが、表中項番5の委託料を御覧ください。委託料は前年度比88.03%、また、表中項番6、備品購入費は前年度比27.64%となっております。理由といたしましては、各システム機器更改に係る導入作業、また機器更改が完了したことによる減となっております。

以上が、令和2年度当初予算の概要の御説明でございます。

最後に6ページをお開き願います。議案第14号、令和2年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金についての御説明でございます。

令和2年度、本会の一時借入金の限度額につきましては、項番1に記載の11の会計勘定においてそれぞれ記載の限度額、また借入条件につきましては項番2から6に記載の5条件にてお願いするものでございます。なお、一時借入が保険者に起因する場合、借入利息につきましては保険者負担とさせていただきたいものでございます。

借入金限度額の合計は45億9,715万円。こちらは東日本大震災当時の被災保険者の医療費等支払実績から推計したものとなっております。

以上、議案第3号から議案第14号について御説明をいたしました。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 3 号から議案第 14 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 15 号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

議案第 16 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）

A 業 務 勘 定

議案第 17 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業 務 勘 定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

議案第 18 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業 務 勘 定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

議案第 19 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業 務 勘 定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 20 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）

議案第 21 号 令和元年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第 2 号）

議案第 22 号 令和元年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

ア．議長が議案第 15 号から第 22 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が議案第 15 号から第 22 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 15 号から第 22 号について説明をさせていただきます。

議案とは別にございます説明資料の②にて補正予算の概要を説明させていただきます。説明資料②を御準備いただきまして、1 ページをお開き願います。

それでは、議案第 15 号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。

1 の補正内容でございますが、表の右側、歳出を御覧ください。退職金特別会計繰出金といたしまして、500 万円を増額補正してございます。こちらは一般会計所属職員の退職金積立のための資金繰出しとなっております。

次にこの 500 万円の財源といたしまして、同じく歳出予備費を 37 万 5 千円の減、そし

て表の左側、歳入科目他会計繰入金にて 462 万 5 千円の増といたします。

この他会計繰入金とは、各会計の共通経費でございます総務の関連経費、こちらの財源といたしまして他の特別会計から一般会計へ繰り入れする資金となっております。

歳入歳出同額の 462 万 5 千円の増額補正となっております。以上が議案第 15 号の御説明でございます。

2 ページをお開き願います。議案第 16 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）でございます。

1 の補正内容を御覧ください。表の左側、歳入欄に記載の 3 つの手数料にて、それぞれ処理件数が減の見込みのため、合計 2,137 万 1 千円の減額補正を行います。

続いて歳出でございますが、表の右側を御覧ください。まず財政調整基金積立資産積立金を減額補正いたします。この積立資産は国が定めるルールにより手数料収入の 10% が積立上限となっているため、減額補正しました歳入手数料 2,137 万 1 千円の 1 割である 213 万 7 千円を減額補正してございます。

次に一般会計繰出金 117 万 5 千円の増は、先ほど一般会計補正予算で御説明いたしました一般会計への共通経費分の繰出しとなっております。

次に職員退職金特別会計繰出金 136 万 8 千円の増でございますが、こちらは年度末に退職する定年前退職者 3 名分の退職金の退職金特別会計への繰出しとなっております。

最後に歳出予算調整のために予備費を 2,177 万 7 千円減額いたしまして、歳出補正額は歳入同額の 2,137 万 1 千円の減となっております。以上が議案第 16 号の御説明でございます。

3 ページを御覧ください。議案第 17 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。この会計では 2 つの勘定にて補正を行います。

まず、A の業務勘定（後期高齢）でございますが、1 の補正内容といたしまして、歳入に記載の 3 つの手数料にて合計 2,159 万 1 千円の増といたします。

次に歳出でございますが、まず、財政調整基金積立資産積立金にて手数料補正分の 10% でございます 215 万 9 千円の増。

次に一般会計繰出金 107 万 5 千円の増は、一般会計への共通経費分の繰出し。次に職員退職金特別会計繰出金 828 万 4 千円の増は、定年前退職者 3 名分の退職金の繰出し。最後に予備費の調整を行いまして、歳出補正額は歳入同額の合計 2,159 万 1 千円の増となっております。

次にページの下を御覧ください。B の後期高齢者医療診療報酬支払勘定の補正を行います。1 の補正内容といたしまして、後期高齢後期診療報酬受入金、高額療養費受入金、歳出科目後期診療報酬支出金、高額療養費支出金にて、歳入歳出それぞれ 50 億 5 千万円の増額補正を行うものでございます。以上が、議案第 17 号の御説明でございます。

4 ページをお開きください。議案第 18 号でございます。令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。

こちらも2つの勘定にて補正を行います。Aの業務勘定（介護）でございますが、こちらは歳出の組替補正となっております。

歳出、減価償却引当資産積立金にて、財政状況から積立額を抑えるため109万4千円の減といたします。次に一般会計繰出金は72万5千円の増。最後に歳出予算調整のため、予備費36万9千円の増といたします。

続きましてページの下を御覧ください。Bの介護給付費等支払勘定の補正でございます。1の補正内容といたしまして、介護給付費及び高額介護サービス費等の受払の増によりまして、歳入歳出それぞれ61億2,300万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして5ページを御覧願います。5ページは議案第19号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

こちらも2つの勘定にて補正を行います。まず、Aの業務勘定（障害者総合支援）でございますが、歳入にて2つの手数料、歳出にて積立金及び繰出金、そして予備費と、歳入歳出それぞれ209万1千円の増額補正を行います。

ページの下を御覧ください。Bの障害介護給付費等支払勘定でございますが、障害介護給付費及び障害児給付費の受払の増によりまして歳入歳出それぞれ26億8千万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして6ページをお開き願います。議案第20号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

1の補正内容といたしまして歳入、特定健診未受診者対策事業負担金2,359万5千円を科目新設の上、受け入れをいたします。こちらは令和元年度からの新規事業でございます特定健診未受診者対策事業の委託7市町村からの負担金でございます。

次に歳出といたしまして、特定健診未受診者対策事業に係る業者への委託料支出、こちらで2,289万5千円の増、その他積立金及び繰出金の増、また予備費の減など、歳出補正額は歳入同額の合計2,359万5千円の増となっております。

続きまして7ページを御覧願います。議案第21号 令和元年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第2号）でございます。

こちらは歳出の組替補正となっております。一般会計への繰出金を行うため100万円の増、また予算額調整のため、同じく歳出予備費にて100万円の減とさせていただきたいものでございます。

それでは8ページをお開き願います。最後になります。議案第22号 令和元年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。

補正内容といたしまして、歳入科目一般会計、国保特別会計、そして後期特別会計から合計1,465万2千円の資金繰り入れを行います。

続きまして歳出でございますが、歳出科目退職給与金といたしまして、定年前退職者3名分の退職金支出として965万2千円の増。さらに退職給付引当資産の積立金として500万円の増。歳出補正額は歳入同額の合計1,465万2千円の増となっております。

以上、議案第15号から議案第22号について御説明をいたしました。御承認賜りますよ

うよろしく願ひいたします。

ウ．議長が議案第 15 号から議案第 22 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが
発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

8 議長降壇

議長が本日の総会に附議された議案の審議はすべて終了した旨述べ、議事運営の協力を謝意
を表して降壇した。

9 閉 会 (午後 1 時 21 分)

星副会長(下郷町長)が、議案の全てを原案のとおり承認いただいたことにお礼を述べ、
次のとおり閉会のことばを述べた。

皆さんお疲れ様でした。閉会の言葉を申し上げます。本日提案いたしました議案について、
原案のとおり御承認をいただき、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

令和 2 年 2 月 26 日(水) 福島市中町 8 番 2 号福島県自治会館 3 階大会議室で開催された福島県国
民健康保険団体連合会総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 2 年 3 月 24 日

議 長 押部 源二郎

